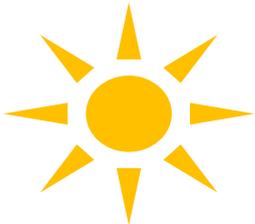


群馬県

令和7年度
子育て支援員研修

募集期間
8月12日(火)
～
9月5日(金)
受講無料



子育てに
関わる仕事を
したい方

地域保育コース・
地域子育て支援
コースを実施

子育て支援員
として養成
する研修



あなたも受講してみませんか？



子育て支援員Q & A

「子育て支援員」とは？

国の定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けたことにより、保育や子育て支援分野の各事業に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる方のことです。
研修修了者は群馬県から、「子育て支援員」として認定されます（国家資格ではありません）。

「子育て支援員」になると

小規模保育等の保育分野や地域子育て支援拠点など、子ども・子育て分野に従事することが期待されます。

なぜ「子育て支援員」が必要なのか？

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」により、小規模保育、家庭的保育の地域型保育・一時預かり事業や、地域子ども・子育て支援事業等の担い手となる人材を確保する必要が増加しています。
そこで、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野等の各事業に従事することを希望する方、または従事している方等を対象として、必要な知識や技能等を修得した「子育て支援員」を養成する研修を実施します。
全過程受講修了者には、「子育て支援員」として全国で通用する修了証が発行されます。

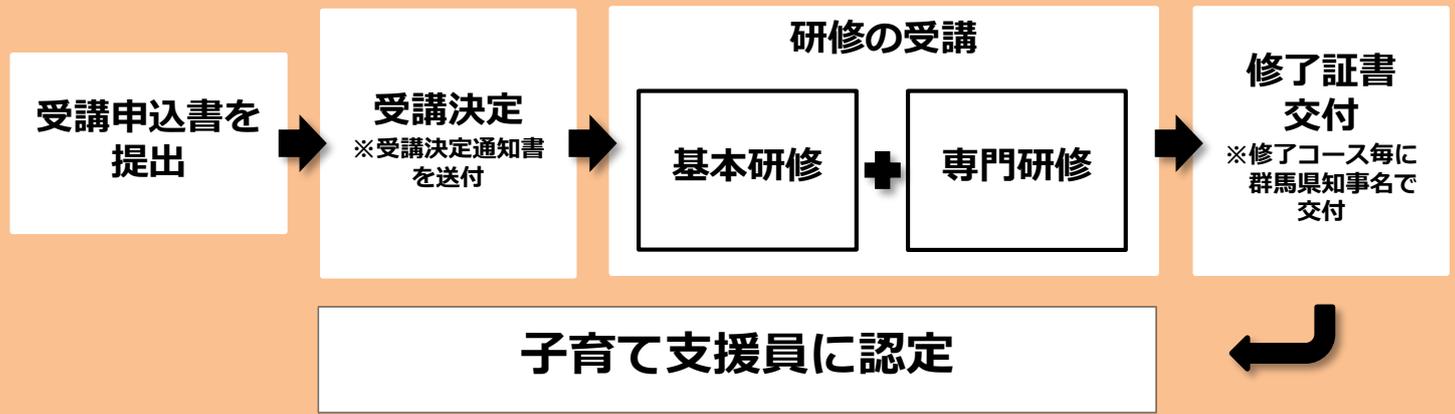
研修の受講対象者は？

県内に在住・在勤・在学の方で、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方、既に子育て支援の現場に従事されている方が対象です。

参加費について

研修受講料は**無料**です。
ただし、各研修会場までの交通費および昼食代などの費用は自己負担です。

申込から修了証交付までの流れ



研修名		開催日時	会場名	研修会場名	定員
基本研修		10月 1日(水)	群馬県市町村会館※	大研修室	100
		10月 2日(木)			
地域保育コース	共通科目	10月 9日(木)	群馬県市町村会館※	大研修室	50
		10月10日(金)			
		10月20日(月)			
	一時預かり事業	10月21日(火)		502研修室	20
	地域型保育	10月29日(水)		501研修室	30
見習実習代替講義	11月 4日(火)	大研修室	50		
地域子育て支援コース	利用者支援事業 基本型	10月22日(水)	群馬県市町村会館※	502研修室	10
		11月 5日(水)			
	地域子育て支援 拠点事業	11月 6日(木)		501研修室	40
		11月 7日(金)			

※群馬県市町村会館は、駐車場の利用可能なスペースが非常に限られております。原則公共交通機関を利用してお越しください。

コースの種類と概要

地域保育 コース

小規模保育や事業所内保育、家庭的保育、一時預かりの保育従事者等で従事する方向けのコース

地域型保育事業（保育従事者等）

家庭的保育（家庭的保育補助者）、小規模保育（保育従事者）、事業所内保育（保育従事者）など保育所（原則20人以上）より少人数の単位で0～2歳の子どもを保育する事業

一時預かり事業（保育従事者等）

家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

利用者支援事業・基本型（専任職員）

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域子育て支援拠点等の情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を実施する事業

（※注）相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市町村長が認めた事業や業務に、1年以上の実務経験を有していることが条件です。上記を証明する「実務経験証明書」（ホームページからダウンロード）が必要です。

地域子育て支援拠点事業（専任職員）

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行う事業

共通
科目

基本
研修

子
育
て
支
援
員
に
認
定

地域子育て 支援コース

地域子育て支援拠点事業や、利用者支援事業に従事する方向けのコース

■ 研修受講にあたって

- ◎受講できるのは、群馬県に在住・在勤・在学の方で、研修修了後に保育や子育て支援の事務所等における勤務・活動を希望する方です。
- ◎原則として【基本研修】を修了後に、【専門研修】を受講していただきます。ただし、次の方は基本研修の免除が可能です。対象となる方は当該資格証明書等の写しを同封してください。
 - ① これまでに基本研修を修了している方：基本研修修了証明書の写し
 - ② 保育士・社会福祉士：資格証明書の写し
 - ③ 幼稚園教諭、(正)看護師、保健師の資格を有し、かつ日々子どもと関わる業務に携わっている方：資格証明書の写し+子どもと関わる業務に携わっていることの証明書類（社員証の写し、在勤証明書等）
- ◎【利用者支援事業・基本型】の受講を希望される方は、受講条件をよくご理解の上申し込みをしてください（リーフレット中面「コースの種類と概要」の**※注参照**）。
- ◎定員を超えて申し込みがあった場合は、就業状況や受講動機等を勘案した上で受講決定をさせていただきます。その結果、受講できない場合はその旨をご連絡いたします。
- ◎研修を修了したと認められた方には、修了証書を交付します。なお、やむを得ない理由により一部の科目しか履修できなかった場合は、「一部科目修了証書」を交付します。
- ◎本研修は受講修了者を「子育て支援員」として認定するものであり、修了後の雇用先を紹介および保証するものではありません。
- ◎研修会場までの交通費・駐車場代・昼食代、見学実習に関わる費用は受講者負担です。

申込・お問合せ

〒164-0001

東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル

株式会社東京リーガルマインド 福祉支援本部

群馬県子育て支援員研修事務局

TEL : 03-5913-6225 (受付時間 平日9:00~18:00)

E-mail : gunma-kosodate@lec-jp.com

申込書類は、簡易書留郵便またはレターパックで郵送してください。

※封筒に必ず「群馬県子育て支援員研修 申込」と記入してください。